

マイナンバー法の施行期日を定める政令の公布 及び名称決定

平成27年5月20日

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣官房 社会保障改革担当室

マイナンバー法※の施行期日を定める政令の公布

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

概要

マイナンバー法の施行の日は平成27年10月5日とし、一部の規定については平成28年1月1日とする。

今般施行される規定

附則第1条柱書関係 (平成27年10月5日施行)

- ① 個人番号の指定・通知等に関する規定
(指定及び通知(第7条)、個人番号とすべき番号の生成(第8条)等)
- ② 法人番号の指定・通知等に関する規定
(通知等(第58条)、正確性の確保(第61条)等)
- ③ 特定個人情報の取扱い等に関する規定
(提供の求めの制限(第15条)、特定個人情報の提供の制限(第19条(第7号を除く))、収集等の制限(第20条)等)
- ④ 罰則に関する規定(個人番号カードの不正取得に係るものを除く)
- ⑤ その他の規定
(指定都市の特例(第62条)、準備行為(附則第2条)等)

附則第1条第4号関係 (平成28年1月1日施行)

- ① 個人番号の利用に関する規定
(利用範囲(第9条)、再委託(第10条)、委託先の監督(第11条)、本人確認の措置(第16条)、別表第一等)
- ② 個人番号カードの交付に関する規定
(個人番号カード(第3章)、事務の区分(第63条の一部))
- ③ 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律等の特例に関する規定
- ④ 個人番号カードの不正取得に係る罰則に関する規定

公布日

平成27年4月 3日(金)

マイナポータル の 名称 決定

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイト「マイポータル／マイガバメント(仮称)」を、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供としていた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧

②情報提供等記録表示
国や自治体などの間の特定個人情報とのやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス
行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

【参考】マイナポータル の範囲

サービス全体像(イメージ) (第8回マイナンバー等分科会 資料4より抜粋)

